55　ユルドゥズ・チップ・テクノロジ・エレクトロニック・エレクトリック・ビルギサヤル・マルゼメレリ・ティジャーレット・サナイ有限会社
Yildiz Çip Teknoloji Elektronik Elektrik Bilgisayar Malzemeleri Ticaret Sanayi Limited Sirketi
別称：ユルドゥズ・チップ及びユルドゥズ・チップ・テクノロジ・エレクトロニック・エレクトリック・コンピューター・マテリアルズ・トレード・インダストリー有限会社
Yildiz Cip Teknoloji Elektronik Elektrik Bilg. Malz. Tic. San. Ltd. Sti ; Yildiz Chip ; Yildiz Chip Technology Electronic Electric Computer Materials Trade Industry Limited ; Yildiz Çip ; Yildiz Çip Teknoloji Elektronik Elektrik Bilgisayar Malzemeleri Tic. San. Ltd. Şti
所在地：Blok No : 118 Ic Kapi No : 401, Sehit Binbasi Cengiz Toytunç Cad. Antelsan Is Merkezi Antelsan Is Merkezi, Kisla Mah., Muratpasa, Antalya, Turkey

56　レーザーチップスFZCO
Laserchips FZCO
所在地：Dubai Silicon Oasis, DSO-IFZA-21645, IFZA Properties, Dubai, United Arab Emirates

○外務省告示第三百五十四号

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる資産凍結等の措置の対象として「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件」（令和四年外務省告示第七十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十二日　外務大臣　岩屋　毅

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（別表２）	（別表２）
個人	個人
１～97　［略］	１～97　［同左］
98　削除	98　カリーナ・ローテンベルグ Karina Rotenberg ボリス・ローテンベルグの親族 Relative of Boris Rotenberg 生年月日：1978年11月24日 出生地：サンクトペテルブルク（ロシア）
99～146　［略］	99～146　［同左］
147　削除	147　ニコライ・ボルツォフ Nikolai (Nikolay) Bortsov ロシア連邦国家院議員 Member of the State Duma of the Russian Federation 生年月日：1945年５月８日
148～526　［略］	148～526　［同左］
527　削除	527　アンドレイ・エルミシュコ Andrei Ermishko ロシア連邦第35諸兵科連合軍第64独立自動車化狙撃旅団中佐 Lieutenant colonel of the 64th Separate Motorised Rifle Brigade of the 35th Combined Arms Army of the Russian Federation 生年月日：1972年11月５日
528～536　［略］	528～536　［同左］
537　削除	537　アレクセイ・ボリシャコフ Aleksei Bolshakov ロシア連邦第35諸兵科連合軍第64独立自動車化狙撃旅団中佐 Lieutenant colonel of the 64th Separate Motorised Rifle Brigade of the 35th Combined Arms Army of the Russian Federation 生年月日：1976年３月15日
538～750　［略］	538～750　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○外務省告示第三百五十五号

「ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上限価格を定める件」（令和四年外務省告示第四百四号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十二日　外務大臣　岩屋　毅

別表中１を次のように改める。

１　原油：一バレル当たり四十七・六アメリカ合衆国ドル